（書類の送達のための届出・法第五十四条）

第六十二条　被告人、代理人、弁護人又は補佐人は、書類の送達を受けるため、書面によりその住居又は事務所を裁判所に届け出なければならない。裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し、送達受取人と連署した書面によりこれを届け出なければならない。

［2～4　略］

5　第六十五条の二第一項の方法により第一項後段の規定による送達受取人の届出をするときは、同項に規定する送達受取人と連署した書面の画像情報若しくは送達受取人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によるものとする。

6　裁判所は、前項の規定により送達受取人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

7　第五項に規定する連署に代わる措置については、第十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者及び弁護人」とあるのは、「被告人、代理人、弁護人又は補佐人及び送達受取人」と読み替えるものとする。

（書留郵便等に付する送達・法第五十四条）

第六十三条　住居、事務所又は前条第一項後段の送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、裁判所書記官は、書類を書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別に最高裁判所規則で定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、その送達をすることができる。ただし、法第二百七十一条第一項、第二百七十一条の二第四項、第二百七十一条の三第二項及び第四項並びに第二百七十一条の四第三項及び第五項の規定による送達、略式命令に係る第三十四条の規定による送達並びに第二百九十条第二項の規定による送達については、この限りでない。

［2　略］

（電子情報処理組織による送達・法第五十四条）

第六十三条の三　法第五十四条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号。以下「準用民事訴訟法」という。）第百九条の二第一項本文の通知は、次条第二項の規定により届け出られた電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、最高裁判所の細則で定める通信方式を用いるものに限る。以下この条において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。次条第二項において同じ。）に宛てて電子メールを送信する方法によつてする。

（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出の方式・法第五十四条）

第六十三条の四　準用民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の最高裁判所規則で定める方式は、法第五十四条の二第一項の方法（ファイルに記録する方法に限る。）とする。ただし、準用民事訴訟法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

2　準用民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。この場合において、同項後段の送達受取人を届け出るときは、当該送達受取人の識別符号（刑事事件等に

（送達のための届出・法第五十四条）

第六十二条　被告人、代理人、弁護人又は補佐人は、書類の送達を受けるため、書面でその住居又は事務所を裁判所に届け出なければならない。裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し、その者と連署した書面でこれを届け出なければならない。

［2～4　同上］

［新設］

［新設］

（書留郵便等に付する送達・法第五十四条）

第六十三条　住居、事務所又は送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、裁判所書記官は、書類を書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別に最高裁判所規則で定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、その送達をすることができる。ただし、起訴状の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本及び第二百九十条第二項の略式命令の謄本の送達については、この限りでない。

［2　同上］

［新設］

［新設］